

「相模原市建築物等における木材の利用促進に関する基本方針」を策定しました ～木材の利用促進の対象を民間建築物にも拡大します!!～

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の改正を受け、本市としても「相模原市公共施設における木材の利用促進に関する基本方針」を改定し、木材の利用促進の取組対象施設を公共施設から民間を含む建築物全体に拡大しましたのでお知らせします。今後は、建築物木材利用促進協定制度の活用や、さがみはら津久井産材を中心とする木材利用の促進に向けた普及啓発及び支援等に、より一層取り組みます。

〔施行日〕

令和5年4月1日（土）

〔主な改定内容〕

① 名称の変更

「相模原市建築物等における木材の利用促進に関する基本方針」に改定

② 木材利用の促進の対象を公共施設から民間を含む建築物全体に拡大

民間建築物の木造・木質化を支援、また、市内外のイベント等において木材利用の普及啓発を実施

③ 建築物木材利用促進協定制度の規定を追加

建築物における木材利用を促進するために、建築主である事業者、林業事業者等と国又は地方公共団体が協定を締結することができる制度

〔民間建築物への支援制度〕

市では、さがみはら津久井産材を使用した場合に、経費の一部を補助しています。

○ 公共的建築物等へのさがみはら津久井産材利用促進事業

不特定多数の利用がある民間施設の建築・改修等で、50%以上さがみはら津久井産材を使用し、PRを十分に図ることが見込まれる場合に、工事費や木製什器の購入等に係る経費の1/2を補助します。（最大500万円）



<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/kankyo/1026504/shinrin/1019877.html>

○ さがみはら津久井産材の家づくり事業

木造住宅の建築等において、さがみはら津久井産材を5立法メートル以上使用した場合、1立法メートルあたり2万円（上限40万円）を補助します。



<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/kankyo/1026504/shinrin/1019878.html>

〔改定経過〕

平成22年10月 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」施行
平成25年1月 「相模原市公共施設における木材の利用促進に関する基本方針」策定
令和3年10月 改正法施行（脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律）、国の基本方針策定
令和5年4月 市基本方針改定（相模原市建築物等における木材の利用促進に関する基本方針）

森林政策課
電話 042-780-1401
担当 歌田・岡本



相模原市建築物等における木材の利用促進に関する基本方針

(目的)

第1 本市域の約6割を占める森林は、木材の生産をはじめ、水源かん養、洪水や土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収など多様な機能を有しており、市民にさまざまな恩恵と快適な生活環境をもたらしている。この大切な森林を豊かで健全な姿で次世代に引き継いでいくためには、森林を保全・再生し、循環・継続的に利用することが重要である。

そのため、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)第12条第1項の規定に基づき、市内の建築物等において、森林から再生産することが可能である木材の利用を促進することにより、「さがみはら森林ビジョン」の基本方針として位置づけられた木材等の利活用の推進を図るとともに、脱炭素社会の実現にも資することを目的としてこの方針を策定する。

(定義)

第2 この基本方針において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築物のほかベンチや外構施設、ガードレールなどの工作物をいう。
- (2) 備品 備品(机、いす、書棚等)のほか消耗品(文房具等)をいう。
- (3) 公共建築物 市が整備する建築物をいう。
- (4) 民間及びその他建築物 市以外の民間及び国、県などが整備する建築物をいう。
- (5) 建築物等 建築物及び備品を総称したものをいう。
- (6) 木造化 建築物の柱、はり、けた、小屋組み又は壁等の全部又は一部を木造とすることをいう。
- (7) 木質化 建築物の内装又は外装における木材利用及び備品における木材利用をいう。
- (8) さがみはら津久井産材 さがみはら津久井産材流通確認証等で確認された相模原市内で生産された素材並びに当該素材を材料とする製材品及び木製品

をいう。

(9) 品質認証材 品質認証材とは、次のものをいう。

ア 農林物資の規格化等に関する法律(昭和25年法律第175号)に基づく日本農林規格(JAS)の認証を受けた木材

イ かながわブランド県産木材品質認証制度で定める品質基準を満たした県産木材

ウ 他の地方公共団体等において定める品質基準を満たした木材

(木材利用の意義)

第3 建築物等における木材利用については、次の意義を有することを踏まえて取り組む。

(1) 木材の利用を通じた森林の伐採、植林及び保育による木材の持続的生産の促進と森林の持つ多面的機能の維持及び増進への寄与

(2) 再生産可能な資源である木材の特性を生かした、循環型社会の構築への貢献

(3) 調湿性に優れ、高い断熱性を有し、又は人に対するリラックス効果がある等、木材の特性を生かした快適な空間の創出

(4) 炭素固定機能を有し、加工及び輸送に必要なエネルギーが他の原料に比べて少ない等、木材の特性を生かした脱炭素社会の実現への貢献と環境への負荷の軽減

(建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項)

第4 建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項は次のとおりとする。

(1) 公共建築物等

公共建築物の整備においては、可能な限り木材を使用した方法を採用し、また、備品の導入については、木材を原材料として使用した物の利用の促進を図る。

なお、木材の使用に当たっては、別表1に掲げる場合を除き、さがみはら津久井産材を使用するよう努めるものとし、さがみはら津久井産材の使用が困難な場合は、品質認証材の導入に努めるものとする。

(2) 民間及びその他の建築物等

民間及びその他の建築物等の整備に当たっては、市は必要な支援等を通じて、可能な限り木材を使用した方法が採用され、さがみはら津久井産材が使用されるよう促す。

(公共建築物等における木材利用の目標)

第5 公共建築物等における木材利用の目標は次のとおりとする。

(1) 公共建築物等

ア 公共建築物の木造化の推進

公共建築物については、別表2に掲げる場合を除き、木造化に努めるものとする。

イ 公共建築物等の木質化の推進

公共建築物等については、別表2により木造化ができない場合でも、積極的に木質化に努めるものとする。

(2) 木質バイオマス等の推進

公共建築物の整備に当たっては、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理を考慮しつつ、木質バイオマスを燃料とする設備や器具の導入に努めるものとする。

(木材の適切な供給の確保に関する事項)

第6 市は、公共建築物の整備におけるさがみはら津久井産材の適切な供給の確保を図るため、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者と連携して、施業の集約化等による生産性の向上に努め、産地や品質が明らかな木材の供給体制の整備に取り組むものとする。

(木材利用のPR及び普及の推進)

第7 市は、公共建築物等の木造化、木質化の実施にあたっては、市民が触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることができるよう、さがみはら津久井産材のPR及び普及に努める。

(関係団体等への協力依頼)

第8 市は、民間建築物等についても、積極的にさがみはら津久井産材が使用されるよう、その整備主体に働きかけ、理解を得るとともに、協力を依頼するよう努める。

(建築物木材利用促進協定制度の周知)

第9 市は、建築物等における木材利用の取組みが進展するよう、事業者等に対し建築物木材利用促進協定制度の周知に努める。

(附則)

本基本方針は、平成25年1月1日から適用する。

「相模原市公共施設における木材の利用促進に関する基本方針」は「相模原市建築物等における木材の利用促進に関する基本方針」に名称を変更する。

本基本方針は、令和5年4月1日から適用する。

別表1

- | |
|------------------------------------|
| 1 さがみはら津久井産材による供給が困難である場合 |
| 2 その他相当の理由によりさがみはら津久井産材の使用が適当でない場合 |

別表2

- | |
|---------------------------------------|
| 1 建築基準法等の法令、建築物の設置基準等により木造化ができない場合 |
| 2 建築物の用途、安全性、維持管理等を考慮して木造化が困難と認められる場合 |
| 3 その他建築物の木造化が困難と認められる場合 |